

第五章

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物を掲出する場合は、第二章に定める風景づくりの方針と本章に定める広告物の風景基準を遵守することが必要です。

屋外広告物は、身近な情報の伝達手段として広く親しまれており、まちに活気を与えるものでもあります。広告物が無秩序・無制限に氾濫することにより、美しい風景を損なうことにもなります。

本市が目指す風景づくりにおいて重要な要素である屋外広告物について、以下に定める広告物の風景基準に適合しなければなりません。

● 広告物の風景基準

項 目	基 準
意匠	・ 周囲の風景との調和に配慮し、全体的に違和感のないものとする ・ 自然や歴史的な施設等美しい風景に近接する場合は、その風景の保全に配慮する ・ 建築物と一体となっている場合には、主体建築物との調和に配慮する ・ 独立広告物は、周囲の風景との調和に配慮する
配置	・ 自然や歴史的な施設等美しい風景に近接する場合は、その風景の保全に配慮する ・ 必要最小限とし、可能な限り設置しないこととする
高さ	・ 周囲の風景との調和に配慮し、圧迫感を与えないものとする ・ 統一感あるまちなみの形成に配慮する
色彩	・ 周囲の風景との調和に配慮する ・ 建築物を利用する場合には、主体建築物との調和に配慮する ・ 基調となる色彩は、明清色・高彩度を可能な限り避ける
材料	・ 周囲の風景に調和した素材及び材料を使用する ・ 時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用する
その他	・ ライトアップする場合には、周囲の風景との調和及び周囲の環境に配慮する